

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第8条の6第1項の規定に基づき以下のとおり樹木採取区として指定したので、同条第2項前段の規定に基づき、公示する。

令和3年9月27日  
関東森林管理局長

- 1 樹木採取区の名称  
関東1茨城徳田樹木採取区
- 2 樹木採取区の所在地  
別紙1及び別紙2のとおり。
- 3 樹木採取区の面積  
樹木採取区的面積 261.15ha  
採取可能面積 153.23ha  
備考：面積は、森林調査簿（令和3年3月31日時点）の小班面積及び国有林GISの計測（令和3年3月30日時点）による。
- 4 区域図及び区域位置図  
別紙2のとおり